

府民経済計算（府民所得統計）の概念

1 SNA体系と府民経済計算

国では、1968（昭和43）年の国際連合の勧告に基づき、1978（昭和53）年に従来の「国民所得統計」から「国民経済計算体系（System of National Accounts：いわゆる68SNA）」に移行した。

これにより、国民所得統計を中心に、産業連関表、資金循環表、国民貸借対照表及び国際収支表の5つの勘定を体系的、整合的に統合し、国全体の経済活動をモノ、カネ、フローとストックの側面から多角的、総合的に分析、把握できるようになった。

その後、国連において、経済社会環境の変化等に対応するため68SNAの改訂作業が進められ、1993（平成5）年、新たな国民経済計算の基準として「1993年国民経済計算体系（System of National Accounts 1993：いわゆる93SNA）」の使用が勧告された。

この勧告に基づき、国では2000（平成12）年に68SNAから93SNAに移行した。

大阪府では、昭和45年度から「府民所得統計」の推計を開始し、昭和53年から国との整合性を確保するため段階的に68SNAへ移行を図り、平成3年からは68SNAに即した標準方式により推計を行ってきた。

今回公表した「平成11年度府民経済計算」も、従来からの68SNAにより推計を行ったものである。

しかし、上記のとおり国が93SNAに移行したことにより、国との整合性を確保するため、本府においても平成12年度推計以降93SNAに移行する方向で、基礎統計の整備や推計方法等について検討を進めることとしている。